

令和7年 2月18 日

市営住宅使用料の過大徴収について

市営住宅使用料に誤りがあり、過大に徴収していた事実が判明しましたので、公表いたします。

詳細は以下のとおりです。

なお、該当者へは経過説明及びお詫びをし、承諾していただいております。

記

1 概 要：

誤件数 1 件 過大徴収額 15,000円

(1 カ月あたり1,500円 × 令和6年4月～令和7年1月 ※10 カ月分)

2 経過及び原因

令和7年度市営住宅使用料の確認作業中に誤りが判明。

該当者は、市営住宅の耐震性不足により市営住宅間で移転した方で、移転先の市営住宅使用料が上昇する際には段階的に負担を調整(段階的に値上げ)することとされていたが、当該調整の対象から漏れてしまったことによる。

3 今後の対応

住宅使用料を再算定し、過大に徴収した金額を該当者に返還いたします。

返還金の口座振入手続きは処理済です。

※他の該当者に誤りがないことは確認済みです。

4 再発防止策

対象者が一目で確認できる全件チェックリストを作成し、家賃改定時には全移転対象者の負担調整の有無を、複数の担当者で確認する事務体制とした。

担当:住宅政策課

課長 清野、市営住宅係長 関口

電話 024-529-7693(直通)